

新 旧 対 照 表

(下線部は変更部分)

アイヌの人々が誇りと希望をもてる豊浦を目指すための施策推進地域計画

令和6年4月1日認定

変更後			変更前		
1～3 (略)			1～3 (略)		
(3) 数値目標			(3) 数値目標		
事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業 コミュニティ活動支援事業		事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	
K P I	アイヌ文化発信施設「イコリ」利用者数	アイヌ文様ラッピングバス利用者数	K P I	アイヌ文化発信施設「イコリ」利用者数	アイヌ文様ラッピングバス利用者数
令和6年度 (基準年度)	21,600人／年間	14,400人／年間	令和6年度 (基準年度)	21,600人／年間	14,400人／年間
令和7年度	21,800人／年間	14,400人／年間	令和7年度	21,700人／年間	14,400人／年間
令和8年度 (中間目標)	21,900人／年間	14,400人／年間	令和8年度 (中間目標)	21,800人／年間	14,400人／年間
令和9年度	22,000人／年間	14,400人／年間	令和9年度	21,900人／年間	14,400人／年間
令和10年度 (最終目標)	22,100人／年間	14,400人／年間	令和10年度 (最終目標)	22,000人／年間	14,400人／年間
4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項 4－1 観光の振興その他の産業の振興に資する事業			4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項 4－1 観光の振興その他の産業の振興に資する事業		

■アイヌ文化関連の観光プロモーション事業・・・伝統的儀礼の開催場所となっている礼文華海浜公園の再整備を行う。 ■アイヌ文様ラッピングバス事業・・・生活館（地域住民交流の場）を拠点にアイヌの人々の利便性を確保するバス運行をするとともに、アイヌ文化への理解を促進する広告や音楽放送を車内で実施する。アイヌ関連イベント開催時には臨時便を運行し、より多くの方に向けてアイヌ文化の理解促進を図る。 4－2 コミュニティ活動支援事業 ■アイヌ文化継承・発信事業・・・アイヌの若者や礼文華キャンプ場を訪れた方に、昔のアイヌの生活や風習、言い伝えを話しながらイナウ作りを体験してもらい、アイヌの若者に文化の伝承、キャンプ客にはアイヌ文化に触れてもらう機会を作る。 5 計画期間 アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和11年3月31日まで 6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) 地域・産業振興事業 事業内容：4－1と同じ 事業期間：令和6年度～令和10年度（事業スケジュールを添付） 事業費：179,423千円	■アイヌ文化関連の観光プロモーション事業・・・伝統的儀礼の開催場所となっている礼文華海浜公園の再整備を行う。 ■アイヌ文様ラッピングバス事業・・・生活館（地域住民交流の場）を拠点にアイヌの人々の利便性を確保するバス運行をすると共に、アイヌ文化への理解を促進する広告や音楽放送を車内で実施する。アイヌ関連イベント開催時には臨時便を出し、より多くの方に向けてアイヌ文化の理解促進を図る。 5 計画期間 アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和7年3月31日まで 6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) 地域・産業振興事業 事業内容：4－1と同じ 事業期間：令和6年度～令和10年度（事業スケジュールを添付） 事業費：453,325千円
---	--

(2) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4-2と同じ 事業期間:令和7年度～令和9年度（事業スケジュールを添付） 事業費：344千円 7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由 (1)「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準） 「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準） ■4-1に記載する事業は、アイヌ文化関連の観光プロモーション及びアイヌ文様ラッピングバスの運行を実施することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。 ■4-2に記載する事業は、アイヌ文化の伝承・発信を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。	7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由 (1)「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準） 「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準） ■4-1に記載する事業は、アイヌ文化関連の観光プロモーション及びアイヌ文様ラッピングバスの運行を実施することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。
---	---

アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

アイヌの人々が誇りと希望をもてる豊浦を目指すための施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道豊浦町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

豊浦町においては、豊浦の旧名「ベンベ」や「レプンケプ」など40か所ほどのアイヌ語由来の地名が残されているとともに、明治初期までに、町内の本町地区や礼文華地区などにコタンが存在していた。礼文華地区においては30戸ほどからなるレプンケプコタンがあったとされ、歴史的にアイヌ文化等に関わりが深い。

豊浦町には昭和57年3月2日に社団法人北海道ウタリ協会豊浦支部が設立され、その後、平成26年4月1日に北海道豊浦アイヌ協会へ組織をあらため、アイヌ文化の復興や伝承を図ってきた。

令和4年度には本交付金を活用して、アイヌ文化体験交流施設とアイヌ文化発信施設「イコリ」を開所。アイヌの伝統的儀礼の開催やアイヌ民族衣装の作成事業等、アイヌ文化等の発信拠点としている。

アイヌ文化体験交流施設とアイヌ文化発信施設「イコリ」がある礼文華海浜公園は、キャンプ場機能も備えており、夏になると多くのキャンパーが訪れる。このような方たちも含め、町内外の誰もが豊浦のアイヌ文化に触れられ、世界へ発信してもらえるような海浜公園の再整備とともにアイヌ文化伝承活動が急務である。

さらに、礼文華地区を拠点とする町内循環型の公共交通網整備と併せ、礼文華海浜公園内に開業したアイヌ文化情報発信施設イコリに多くの観光客が訪れもらえるよう、イコリとJR駅を結ぶ公共交通の充実やアイヌ文化への理解が促進されるような車内広告及びアイヌ伝統音楽の放送を行うとともに、伝統儀式カムイノミ・イチャルパ開催時は臨時便を運行し、外国人観光客等に対応するため、礼文華海浜公園におけるインフォメーション機能の充実を図るとともに、町内全域におけるさらなるアイヌ文化に対する機運を高める必要がある。

※アイヌ関連団体

・北海道豊浦アイヌ協会

(設立：昭和57年3月、代表者：宇治 義之、

会員数：53名（うち本会員数：30名、準会員数：23名）)

※アイヌ文化等関連施設

・豊浦町礼文華海浜公園

所在：虻田郡豊浦町字礼文華海浜地

現況：平成16年3月設置

アイヌ文化体験交流施設やアイヌ文化発信施設「イコリ」があり、カムイノミ・イチャルパの実施場所やキャンプ場となっている。

・豊浦町礼文華生活館

所在：虻田郡豊浦町字礼文華156番地1

現況：平成4年1月設置。

カムイノミ・イチャルパなど地域住民の交流の場となっている。

・カムイチャシ史跡公園

所在：虻田郡豊浦町字礼文華2番地ほか

現況：昭和63年8月設置。

豊浦とアイヌの人々との関わりを示す場所となっている。

平成15年に豊浦町指定文化財に登録。平成23年にはアイヌ文化伝承の優れた景勝地である名勝「ピリカノカ」（「美しい・形」の意）として国指定を受けている。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

【概要】

アイヌ文化等の次世代への承継を確実なものとするとともに、地域に存するアイヌ文化等を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目標とする。

(3) 数値目標

事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業 コミュニティ活動支援事業	
K P I	アイヌ文化発信施設「イコリ」利用者数	アイヌ文様ラッピングバス利用者数
令和6年度 (基準年度)	21,600人／年間	14,400人／年間
令和7年度	21,800人／年間	14,400人／年間
令和8年度 (中間目標)	21,900人／年間	14,400人／年間

令和 9 年度	22,000人／年間	14,400人／年間
令和 10 年度（最終目標）	22,100人／年間	14,400人／年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文化関連の観光プロモーション事業・・・伝統的儀礼の開催場所となっている礼文華海浜公園の再整備を行う。

■アイヌ文様ラッピングバス事業・・・生活館（地域住民交流の場）を拠点にアイヌの人々の利便性を確保するバス運行をするとともに、アイヌ文化への理解を促進する広告や音楽放送を車内で実施する。アイヌ関連イベント開催時には臨時便を運行し、より多くの方に向けてアイヌ文化の理解促進を図る。

4-2 コミュニティ活動支援事業

■アイヌ文化継承・発信事業・・・アイヌの若者や礼文華キャンプ場を訪れた方に、昔のアイヌの生活や風習、言い伝えを話しながらイナウ作りを体験してもらい、アイヌの若者に文化の伝承、キャンプ客にはアイヌ文化に触れてもらう機会を作る。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和11年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 地域・産業振興事業

事業内容：4-1と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度（事業スケジュールを添付）

事業費：179,423千円

(2) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-2と同じ

事業期間：令和7年度～令和9年度（事業スケジュールを添付）

事業費：344千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■ 4－1に記載する事業は、アイヌ文化関連の観光プロモーション及びアイヌ文様ラッピングバスの運行を実施することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4－2に記載する事業は、アイヌ文化の伝承・発信を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4の事業については、礼文華海浜公園は豊浦町で管理をしており、また、キャンプ場やアイヌ関連施設管理は一般社団法人噴火湾とようら観光協会への委託、ラッピングバス事業は（有）豊浦ハイヤーへの委託を想定しているが、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■ 事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である豊浦町町民課、政策財政課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■ 事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である豊浦町町民課、政策財政課が特定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■ 地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、アイヌの人々をはじめ地域住民から意見を聞いているが、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するKPIである礼文華海浜公園利用者数、アイヌ文様ラッピングバス利用者数等について、実績値を公表する。また、市町村の外部有識者等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度に市町村の外部有識者等によ

る効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、町公式ウェブサイトにて公表。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

※ 記載事項なし

10 内水面さけ採捕事業を実施する機関、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

※ 記載事項なし